

の3①、68の43①、68の44①、68の45①、68の46①、68の50①、68の55①、68の56①、68の57①⑤、68の58①、68の61①②、68の64①、68の65①、改正法附則1六八、109①③、111、135①③、136

年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。

### Ⅲ 交際費等の課税の特例に関する改正

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人が昭和57年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除きます。）において支出する交際費等の額（資本又は出資の金額が1億円以下の法人にあっては、交際費等の額の年400万円以下の部分の10%相当額と年400万円を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないというものです（旧措法61の4）。

#### 〔改正の内容〕

##### (1) 交際費等の範囲の改正

飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下となる費用が交際費等から除かれました（措法61の4③二、措令37の5①）。

##### (2) 適用要件

上記(1)の規定の適用を受けるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要です（措法61の4④、措規21の18の2）。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ホ その他参考となるべき事項

##### (3) 適用期限の延長

適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

##### (4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の66、措令39の94、措規22の61の2）。

#### 〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則102）。
- (2) 改正の内容の(4)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則137）。